

令和 7・8 年度 第 1 回 東大阪市中小企業振興会議

次第

と き 令和 7 年 5 月 9 日（金）

ところ 書面開催

1 委員紹介

2 会長・副会長選出報告

3 議事

（１）東大阪市中小企業振興会議の進め方について

（２）令和 7 年度 中小企業振興施策一覧について

（３）各部会の設置について

東大阪市中小企業振興会議委員名簿

(委嘱期間: R7.4.28～R9.3.31)

No.	氏 名	役 職 等		分野
1	芦塚 格	近畿大学経営学部	教授	学識
2	茨木 延夫	東大阪市小売商業団体連合会	会長	商業
3	大西 由起子	東大阪観光協会	会長	観光
4	加藤 司	大阪商業大学総合経営学部	教授	学識
5	衣笠 葉子	近畿大学法学部	教授	学識
6	木村 亘	株式会社日本政策金融公庫	東大阪支店長	金融
7	糸野 博行	大阪商業大学総合経営学部	教授	学識
8	小島 栄二	株式会社商工組合中央金庫	東大阪支店長	金融
9	阪上 義治	東大阪商工会議所	専務理事	経営
10	富山 浩三	大阪体育大学体育学部	教授	スポーツ
11	中澄 史雄	石切参道商店街振興組合	理事長	商業
12	西松 あゆみ	西松税理士・中小企業診断士事務所	所長	経営
13	葉山 三三子	ジャパン合同事務所 特定社会保険労務士		労働
14	榛木 孝至	榛木金属工業株式会社	代表取締役社長	公募
15	廣田 義人	有限会社廣田工具製作所	代表取締役	工業
16	柳沢 太郎	布施公共職業安定所	所長	労働
17	柳山 稔	東大阪市工業協会	会長	工業

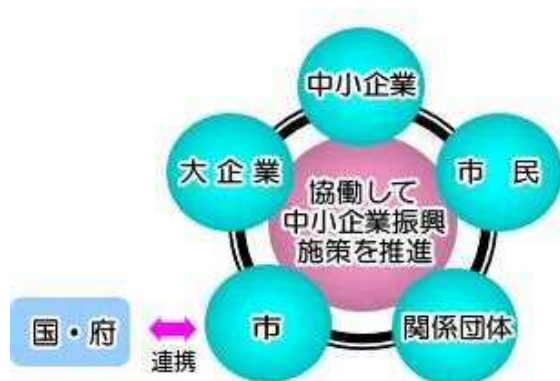
※五十音順

中小企業振興会議の進め方

東大阪市中小企業振興条例

中小企業の振興に関する基本理念等を明らかにするとともに、東大阪市の市内中小企業を重視し、中小企業振興を市政の重要な柱の一つとして位置づけ、中小企業振興に関する施策を総合的に推進している。

【基本理念】



【中小企業振興のための施策】

1. 産業集積の活性化及びネットワークの強化
2. 住工共生のまちづくり
3. 販路拡大
4. 経営資源の強化
5. 人材の育成・事業承継
6. 資金調達の円滑化
7. 創造的な事業活動の促進
8. グローバル化
9. 労働環境の整備
10. 情報発信

東大阪市中小企業振興会議

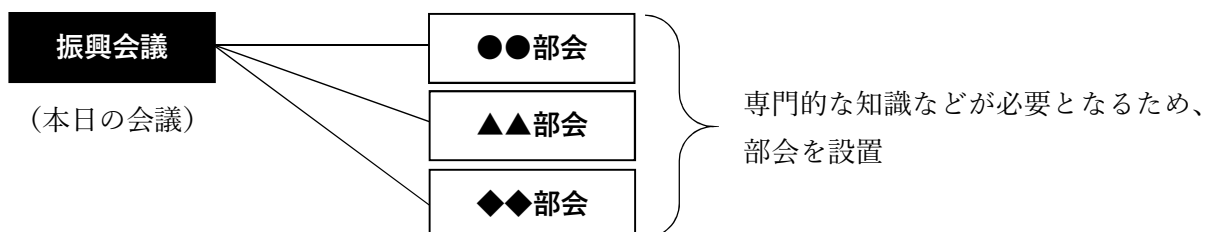
振興会議の設置（条例第10条）

事業者、市民、学識経験者、関係団体、行政等の幅広い関係者で構成

- ・ 振興条例の改廃に関する事項
- ・ 施策の実施等に関する事項
- ・ 中小企業の振興に係る重要事項

を審議し、これらの事項に関し、市長に意見を述べることができる。

部会について



中小企業振興施策の実施について

中小企業振興会議からの提言や中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与するために、中小企業振興施策を実施している。

事業（Plan）を、計画的に実施し（Do）、定期的な検証・評価（Check）のもと、改善・見直し（Action）を行い、より効果的・効率的な事業展開に繋げている。

議事（２）令和７年度 中小企業振興施策一覧について

令和7年度中小企業の振興に関する施策について

1

中小企業融資事業

(産業総務課)

振興条例

6

資金調達

R7予算額

532,190千円

【事業内容】

大阪府制度融資の一部についての受付及び特定中小企業者認定書の発行業務のほか、「東大阪市小規模企業融資制度(大阪府市町村連携型)」を実施している。本年度も引き続き、取扱金融機関への預託額を実施し、利率を府下において最も低い0.8%とするとともに、国の法律改正により平成30年4月から融資限度額が1,250万円から2,000万円に引き上げられ、より一層利便性の高い、実効的な融資制度を展開し、市内事業者の経営の安定化、活性化を図ることを目的とする。

2

中小企業情報提供事業

(産業総務課)

振興条例

4

経営資源の強化

10

魅力等の情報発信

R7予算額

642千円

【事業内容】

本市の最新支援施策や各種セミナー等の情報を、市内中小企業者へ向け提供する。また、本市産業施策の立案にあたり、重要な基礎資料となる中小企業動向調査を行う。

3

中小企業振興会議経費

(産業総務課)

振興条例

4

経営資源の強化

7

創造的な事業活動

R7予算額

770千円

【事業内容】

振興会議は第3者機関としての役割を担い、法的には地方自治法(第138条の4)に規定される市長の附属機関として設置される。構成メンバーは、市内中小企業者、学識経験者、公募による市民、経済団体、金融機関、行政など幅広い関係者によって構成され、本市中小企業の①動向に関すること ②施策の推進に関すること ③経済の活性化に関すること ④条例の改廃に関すること ⑤その他本市中小企業の振興に関することなどについて審議を行う。

4

企業経営サポート事業

(産業総務課)

振興条例

3

販路拡大

4

経営資源の強化

5

人材の育成・事業継承

6

資金調達

R7予算額

5,600千円

【事業内容】

企業サポートの経験・実績が豊富であり、約200名の中小企業診断士を抱える大阪府中小企業診断士会に企業サポート業務を委託することで、各市内事業者の実情に寄り添ったきめ細かい相談事業を実施するもの。

5

創業塾運営事業(商工会議所補助金)

(産業総務課)

振興条例

1

産業集積の活性化

5

人材の育成

R7予算額

1,030千円

【事業内容】

事業所統計調査(経済センサス)からも分かるように市内事業所数は、平成21年以降減少の一途を辿っている。このような中、東大阪市では管内での創業を活性化すべく、国の産業競争力強化法に基づき創業支援等事業計画を策定、各支援機関で創業関連事業を実施してきた。東大阪商工会議所で実施する創業塾が特定創業支援等事業に位置付けられ、潜在的創業者の掘り起こしから創業前支援及び創業後の後押しを行うことで、市内産業の活性化を図る。

6

住工共生のまちづくり事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】
本市の重要な存立基盤であるモノづくり企業の操業上の環境づくりを積極的に推進しつつ、良好な住環境を保全・創出することで、活力あふれる経済活動と快適な生活環境が両立したまちを実現していくことを目的に、各種施策を実施するもの。

R7予算額	124,737千円
振興条例	2 操業環境の確保

7

モノづくりワンストップ推進事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】
【技術系コーディネーター】
・市内外からの発注案件に対し、対応可能な市内企業を探索し、情報提供を実施
・市内企業からの技術的な相談に対応
【販路開拓コーディネーター(国内・海外)】
・民間企業での経験を有するコーディネーターが、ネットワークやノウハウを活かし、市内企業の販路開拓・拡大をサポート
【販路開拓コーディネーター(東大阪ブランド)】
・東大阪ブランド会員企業の販路開拓のサポート
・東大阪ブランドのブランディングにつながる企画、機会創出
・新たなブランド認定製品の発掘等

R7予算額	24,200千円
-------	----------

振興条例	3	販路拡大
	4	経営資源の強化
	7	創造的な事業活動
	8	グローバル化

8

モノづくり支援補助事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】
【常設展示場出展料助成金】
新たなビジネスマッチング、販路開拓を目的にクリエイション・コア東大阪の常設展示場に市内企業が製品・技術を展示する場合に、出展料の一部を助成する。
【創業促進インキュベートルーム賃料助成金】
本市の技術集積を活用して新製品・新技術の開発や新事業の創出を図ることなどを目的に、クリエイション・コア東大阪施設内「インキュベートルーム」に入居した中小企業者等に対して、入居にかかる賃借料の一部を助成。
【モノづくり展示会等出展支援助成金】
市内中小製造業者の販路開拓や取引拡大を目的とした展示会などに出席するための経費の一部を助成。
【産業財産権活用事業助成金】
産業財産権の利活用等により製品や技術の高付加価値化を戦略的に進めるため、市内製造業が特許権取得にかかる出願審査請求を行う際に、助成金を交付する。
【高付加価値化促進事業助成金】
市内中小企業者又は市内中小企業者2社以上が共同して行う、新たな産業技術の研究や新製品の開発に向けた取り組み等の活動に対して助成金を交付する。
【ビジネスセミナー開催事業】
市内中小企業者の人材育成を積極的に推進し、新分野進出や業務改善等を図るため、ビジネスセミナー(営業・経営・法律・IT等のテーマ)を開催する。

R7予算額	23,172千円
-------	----------

振興条例	1	産業集積の活性化
		ネットワークの強化
	3	販路拡大
	7	創造的な事業活動
	8	グローバル化

9

生産性向上支援事業(商工会議所委託料)

(モノづくり支援室)

【事業内容】
【専門家派遣】
生産性向上を図りたいと考える市内モノづくり企業にヒアリングを実施。ヒアリングの内容に応じて、製造現場の経験が豊富な企業OBや、IoTに知見を有する人材を派遣し、業務の改善のアドバイスを行う。
【生産性向上リーダー育成塾】
市内製造業の自発的かつ恒常的な生産性向上活動を促すべく、そのリーダー的存在となる人材の育成を目的に、生産性を向上する手法であるIE(インダストリアルエンジニアリング)の習得に向けて、スクール形式によるセミナーやグループワーク・ワークショップ、模擬生産ライン実習など5日間コースで実施する。

R7予算額	4,000千円
-------	---------

振興条例	4	経営資源の強化
	7	創造的な事業活動
	9	労働環境の整備

10

技術交流プラザ事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】
平成12年、市内製造業者の情報発信・販路開拓支援を目的に、市内製造業検索サイト「東大阪市技術交流プラザ」を開設。現在1,200社を超える市内企業の技術力や製品、設備などの企業情報が登録されており、内外から受発注先探しなどに活用されている。平成30年度には英語版サイトを構築。また、令和6年度にはユーザーの利便性を上げるため、リニューアルを行った。

R7予算額	6,548千円
-------	---------

振興条例	3	販路拡大
	10	魅力等の情報発信

11

東大阪ブランド推進事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】
本市事業者から誕生した優れた最終製品を市長が東大阪ブランドとして認定することで、当該製品の価値を高めるとともに市内事業者の製品開発を促進する。また、認定製品を有する事業者が相互に連携をし、東大阪ブランドのCI活動をを行う。
●認定製品数:98社166製品(令和6年度末)

R7予算額	6,023千円
-------	---------

振興条例	1	産業集積の活性化
		ネットワークの強化
	3	販路拡大
	7	創造的な事業活動
	10	魅力等の情報発信

12

モノづくり教育支援事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】
市内の小学生にモノづくりへの興味や楽しさを感じてもらい、将来の東大阪を担う人材の育成を図るため、市内モノづくり企業による「出前授業」を実施。

R7予算額	5,800千円
-------	---------

振興条例	5	人材の育成・事業継承
	10	魅力等の情報発信

13

医工連携プロジェクト創出事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

【大阪大学等関係機関との連携】

市内企業の医療・ヘルスケア分野への参入、販路拡大に役立つ大学、関係機関と連携協定を締結。

●大阪大学大学院医学系研究科及び医学部附属病院(平成28年4月)

●大阪大学大学院歯学研究科及び歯学部附属病院(平成31年2月)

●大阪歯科大学／東大阪市東・西歯科医師会(令和6年8月)

●(一社)未来医療推進機構 中之島クロス(令和7年2月)

【東大阪市医工連携研究会】

(公財)東大阪市産業創造勤労者支援機構において、医療分野への参入に意欲的なモノづくり企業等から構成される研究会を組成。「部品・部材の供給」「試作設計開発支援」「OEM」を重点領域に、大規模展示会への出展等を通じて、医療機器企業とのネットワークの構築、強化を図る。

【医工連携事業化促進補助金】

市内モノづくり企業が行う医療・健康・介護分野における製品開発、技術研究に対して助成する。

R7予算額	11,895千円
-------	----------

振興条例	1	産業集積の活性化
	7	創造的な事業活動

17

産業技術支援センター整備事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

産業技術支援センターでは、各種測定機器を設置することなどにより、中小製造業等の技術支援に取り組んでいる。

令和7年度では「X線回折装置」を導入するなどの施設設備の充実を図る。

R7予算額	38,000千円
-------	----------

振興条例	1	産業集積の活性化
	4	経営資源の強化

18

産業振興PR経費

(モノづくり支援室)

【事業内容】

【オープンファクトリー コーバへ行こう！】

モノづくりの現場である工場を一般に開放し、見学ツアーやワークショップなどを実施。モノづくりのまち東大阪を国内外に発信し、認知度の向上を図るとともに、住工共生のまちづくりの実現や人材育成等につなげる。市内企業を中心に組織された「コーバへ行こう実行委員会」が行う同活動に対して、補助金を交付。

【東大阪市モノづくり親善大使／モノづくり東大阪応援大使】

講演会等で広くモノづくりのまち東大阪の魅力を発信いただける市内製造業者を「東大阪市モノづくり親善大使」に任命。また、本市のモノづくりにゆかりのあるタレントなどを「モノづくり東大阪応援大使」に任命し、さまざまな場面で広報活動を行う。

【モノづくり開発研究会支援事業】

市内企業の技術力高度化や研究開発促進を目的に技術人材の育成を図る「モノづくり開発研究会」の取り組みに対して支援を行う。

素材の強度解析や材料ごとの特性を理解するためにいくつかのコースを設定し、市立産業技術支援センターの検査機器を使った講習会及び外部講師を招いた座学講習会などを組み合わせ実施している。

R7予算額	961千円
-------	-------

振興条例	3	販路拡大
	10	魅力等の情報発信

14

東大阪デザインプロジェクト事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

世界的な工業デザイナーである喜多俊之氏を本市のデザインクリエイティブアドバイザーとして迎え、セミナーやデザインアドバイスをなどを通じて広くデザインの重要性をPRするとともに、市内企業のデザイン性の高い製品開発を促進する。

R7予算額	2,400千円
-------	---------

振興条例	3	販路拡大
	7	創造的な事業活動
	8	グローバル化

19

モノづくり開発研究会支援事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

市内企業の技術力高度化や研究開発促進を目的に技術人材の育成を図る「モノづくり開発研究会」の取り組みに対して支援を行う。

素材の強度解析や材料ごとの特性を理解するためにいくつかのコースを設定し、市立産業技術支援センターの検査機器を使った講習会及び外部講師を招いた座学講習会などを組み合わせ実施している。

R7予算額	350千円
-------	-------

振興条例	5	人材の育成・事業継承
------	---	------------

15

高付加価値新製品開発支援事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

市場を見据えた製品開発により付加価値の高い製品創出ができる市内製造業を増やすことを目的とし、企業とデザイナーの協働による製品開発を推進するとともに、本事業から誕生した製品を発信していく。

R7予算額	6,000千円
-------	---------

振興条例	1	産業集積の活性化
		ネットワークの強化
	4	経営資源の強化
	7	創造的な事業活動
	8	グローバル化

20

事業承継総合支援事業(商工会議所委託料)

(モノづくり支援室)

【事業内容】

本市におけるモノづくり企業の集積機能を維持すべく、事業承継にかかる総合的な支援を実施する。このため、東大阪商工会議所に事業承継相談窓口を設置するとともに、事業承継に課題を有する企業などを訪問し、必要に応じて専門家を派遣する。また、事業承継に関するセミナーなども開催していく。

R7予算額	5,900千円
-------	---------

振興条例	1	産業集積の活性化
		ネットワークの強化
	4	経営資源の強化
	5	人材の育成・事業継承

16

東大阪市青少年少女発明クラブ補助金

(モノづくり支援室)

【事業内容】

(公社)発明協会の支援のもと次代を担う青少年を対象とし、創作の楽しさを体験し、科学的な考え方を養い、創造性豊かな人間形成を図ることを目的として設置されている「東大阪市青少年少女発明クラブ」に対して支援を行う。

R7予算額	568千円
-------	-------

振興条例	5	人材の育成・事業継承
------	---	------------

21

モノづくり企業ネットワーク構築事業(商工会議所委託料)

(モノづくり支援室)

【事業内容】

本市の最大の特徴でもあるモノづくり企業間の柔軟なネットワークを今後も有効に機能させるため、企業相互の理解を深め、新たな人的ネットワークの構築を図る。

R7予算額	3,000千円
-------	---------

振興条例	1	産業集積の活性化
	4	経営資源の強化

22 2025大阪・関西万博参画支援事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

【万博プロモーションサイト「東大阪から世界へ 未来への翼」】
大阪・関西万博に参画する市内企業の万博への想いや開発ストーリーを一堂に紹介する特設サイトを開設。

【出展企業への補助】

大阪ヘルスケアバビリオン(リボーンチャレンジ)に出展する市内企業に対し、出展料や開発経費を補助。
・出展料(補助上限 25万円 補助率1/2)
・開発費(補助上限100万円 補助率1/2)

R7予算額	72,500千円
-------	----------

振興条例	7	創造的な事業活動
	8	グローバル化
	10	魅力等の情報発信

23 省エネ設備更新事業補助金

(モノづくり支援室)

【事業内容】

日々の生産活動において必要不可欠であるエネルギー価格が高騰しているなか、エネルギー消費量の削減と生産性向上を図るため、あらかじめ本市が指定する生産設備を更新(入替)により導入する中小企業者に対して補助金を交付。
補助上限300万円 補助率1/2

R7予算額	120,000千円
-------	-----------

振興条例	4	経営資源の強化
------	---	---------

24 中小企業脱炭素推進事業(商工会議所委託料)

(モノづくり支援室)

【事業内容】

脱炭素経営に関して課題を抱える企業の相談に対応するための窓口を設置し、必要に応じて専門家を派遣する。また、啓発や必要な情報を提供するセミナーを開催し、CO2排出量の見える化に関する情報提供などを行うことで、市内企業の取組みを促進させていく。

R7予算額	2,000千円
-------	---------

振興条例	4	経営資源の強化
------	---	---------

25 DX・IT導入推進事業(商工会議所委託料)

(モノづくり支援室)

【事業内容】

【専門家派遣】
DX/IT化に取り組む意思があるものの課題を抱える市内企業等へのヒアリングを実施。
ヒアリングの内容に応じて、専門家派遣を行う。専門家は現場で課題を抽出するとともに、デジタル化に向けたアドバイスを実施する。
【展示交流会の開催】
ITツールを開発・販売しているITベンダーを集めた展示会を開催し、市内企業がブースを回って情報収集や製品に触れることで効果が体感できる機会を設け、市内企業のDXを促進させていく。
【セミナーの開催】
DX/IT化の取組みを促進させるためのセミナーを開催する。

R7予算額	2,700千円
-------	---------

振興条例	4	経営資源の強化
	7	創造的な事業活動
	9	労働環境の整備

26 モノづくりPR施設整備費補助事業(ローカル10000プロジェクト)

(モノづくり支援室)

【事業内容】

本市産業の中核をなす製造業を取り巻く環境においては、人材不足が顕在化するほか、住工共生の実現には様々な取組みが求められている。これら実情や課題に対応する事業公募により採択された民間企業が取り組むモノづくりPR施設「マチCOBAの駅」の整備費に対する補助を行う。ここでは、市内製造業へのビジネスマッチングや地域経済活性化に伴う雇用創出等を目指し、民間企業により「技術の展示」「製品の販売」「地域人材の交流」事業が行われる。

R7予算額	20,000千円
-------	----------

振興条例	10	魅力等の情報発信
------	----	----------

27 地域密着型支援事業

(商業課)

【事業内容】

地域密着型支援の強化の具現化を図るための商業振興施策。商業集積地域の振興のため、商店街等の小売商業団体が実施するにぎわいづくり事業、地域力強化事業(プレミアム商品券事業)に対し補助金を交付する。

R7予算額	11,000千円
-------	----------

振興条例	1	産業集積の活性化 ネットワークの強化
	7	創造的な事業活動
	10	魅力等の情報発信

28 空き店舗活用促進事業

(商業課)

【事業内容】

市内商店街内にある空き店舗を活用し、開業する事業者に対し補助金を交付することにより、より一層の商店街等への来客増加につなげるとともに、商店街の活力と賑わい回復を促進する。

R7予算額	8,350千円
-------	---------

振興条例	1	産業集積の活性化 ネットワークの強化
	2	操業環境の確保
	4	経営資源の強化
	7	創造的な事業活動

29 商業振興コーディネート事業

(商業課)

【事業内容】

東大阪市内の個店及び商店街がSNSを活用し店舗の魅力を発信できるように支援することで、市内の商業活性化を図る。

R7予算額	4,000千円
-------	---------

振興条例	1	産業集積の活性化 ネットワークの強化
	4	経営資源の強化
	7	創造的な事業活動
	10	魅力等の情報発信

30 商店街環境整備維持管理事業補助金

(商業課)

【事業内容】

市内商業環境の安全を促進し、魅力ある商店街づくりと地域の安全・安心環境の向上を図るため、東大阪市内小売商業団体連合会に加盟する組織に対し、街路灯やアーケード照明施設の維持管理にかかる経費の一部補助を行う。

R7予算額	3,000千円
-------	---------

振興条例	1	産業集積の活性化 ネットワークの強化
	2	操業環境の確保
	4	経営資源の強化

31 共同施設設置助成事業

(商業課)

【事業内容】

商店街等の小売商業団体が、街路灯やアーケード等の共同施設を設置、補修した場合に補助金を交付することで、安全・安心で買物しやすいまちづくりを推進する。

R7予算額	7,300千円
-------	---------

振興条例	1	産業集積の活性化 ネットワークの強化
	2	操業環境の確保
	4	経営資源の強化
	11	市長が必要と認める政策

32 商業振興事業補助金

(商業課)

【事業内容】

商店街における販売促進のキャンペーン事業をはじめ、市内での消費・購買を促す取り組みを支援する。

R7予算額	1,000千円
-------	---------

振興条例	1	産業集積の活性化 ネットワークの強化
	4	経営資源の強化
	10	魅力等の情報発信

33 インターネットショップ開業塾業務(商工会議所委託料)

(商業課)

【事業内容】

新たにインターネット上で販路を開拓する方や起業する方に対してセミナーを開催し知識習得の支援を行う。

R7予算額	2,000千円
-------	---------

振興条例	1	産業集積の活性化 ネットワークの強化
	3	販路拡大
	4	経営資源の強化
	7	創造的な事業活動

34 キャッシュレス決済ポイント還元事業

(商業課)

【事業内容】

東大阪市内の対象店舗で、商品・サービス等を対象キャッシュレスにて決済した方に、決済額の最大10%をポイント還元するキャンペーン(4/25～5/19)を実施し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者や生活者に対し、生活を応援するとともに消費を喚起することで市内経済活性化につなげるもの。

R7予算額	750,000千円
-------	-----------

振興条例	1	産業集積の活性化 ネットワークの強化
	2	操業環境の確保
	4	経営資源の強化
	11	市長が必要と認める政策

35 労働相談事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

専門の労働相談員が、賃金・労働時間・社会保険・労災・解雇問題、その他さまざまな労働相談を受け付け問題解決を図る。

R7予算額	4,400千円
-------	---------

振興条例	9	労働環境の整備
------	---	---------

39 障害者雇用促進事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

市内に住所を有する障がい者を雇用した市内の事業所の事業主に対し奨励金を支給し、障がい者の自立を助長し福祉の増進を図り、障がい者の雇用を促進する。

R7予算額	1,800千円
-------	---------

振興条例	9	労働環境の整備
------	---	---------

36 若者自立支援援助事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

一定期間無業状態にある若者を対象に、社会人、職業人としての能力の開発や意識の啓発、社会適応等のため仕事体験事業や講演会、パソコン教室等、職業的自立に向けた支援を、国の地域若者サポートステーション事業を受託する若者自立援助機関に委託し実施している。

R7予算額	7,000千円
-------	---------

振興条例	9	労働環境の整備
------	---	---------

40 就活応援窓口経費

(労働雇用政策室)

【事業内容】

布施駅前再開発ビル(ヴェル・ノール布施)4階に開設している就労支援窓口「就活ファクトリー東大阪」にて、就職を希望する全ての人に、キャリアカウンセリングや適職診断、面接対策、セミナー等のメニューを通じてその就労を支援するとともに、企業の人材確保や定着支援に取り組んでいる。

同じフロアにあるハローワーク布施や布施子育て支援センター「ゆめっこ」との連携をさらに強化するとともに利便性や認知度の向上を図り、さらなる利用者の増加につなげる。

また、働く意欲がありながら就労できない就労困難者等を対象に、就労支援センターで実施している地域就労支援事業にも取り組んでいる。

R7予算額	35,329千円
-------	----------

振興条例	5	人材の育成・事業継承
	9	労働環境の整備

37 モノづくり若年者等就業支援事業(商工会議所委託料)

(労働雇用政策室)

【事業内容】

若年者等の雇用を促進するため、大阪府立東大阪高等職業技術専門校での実習とモノづくり企業での職場体験を組み合わせた「モノづくり人材育成塾」や、モノづくり就職面接会、就職セミナー、人材育成塾の卒業生を紹介する等して、若年者等のモノづくり企業への就労促進を図るためのWEBサイト「ワークスタイル東大阪」の運営を行っている。

R7予算額	10,000千円
-------	----------

振興条例	9	労働環境の整備
------	---	---------

41 高齢者就業対策事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

「東大阪市第3次総合計画」の重点施策である「高齢者が活躍するまちづくり」の一環として、働く意欲のある高齢者が年齢に関わりなく自身の知識・経験を生かしながら活躍できる環境整備を支援するため、高齢者向けのセミナーや企業向けセミナー、仕事説明会を行う。

R7予算額	4,176千円
-------	---------

振興条例	5	人材の育成・事業継承
	9	労働環境の整備

38 若年者等トライアル雇用事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

市内に住所を有する若年者等の雇用を促進するため、国のトライアル雇用を実施している市内の事業所の事業主に対し支援金を支給し、若年者等の自立を助長するとともに常用雇用につながるよう支援する。

R7予算額	240千円
-------	-------

振興条例	9	労働環境の整備
------	---	---------

各部会名簿

●モノづくり部会

氏 名		役職
1	芦塚 格 (*)	近畿大学経営学部 教授
2	阪上 義治	東大阪商工会議所 専務理事
3	繁原 秀和 (○)	株式会社繁原製作所 代表取締役
4	榛木 孝至	榛木金属工業株式会社 代表取締役社長
5	廣田 義人	有限会社廣田工具製作所 代表取締役
6	本多 哲夫 (○)	大阪公立大学商学部 教授
7	柳山 稔	東大阪市工業協会 会長

●商業部会

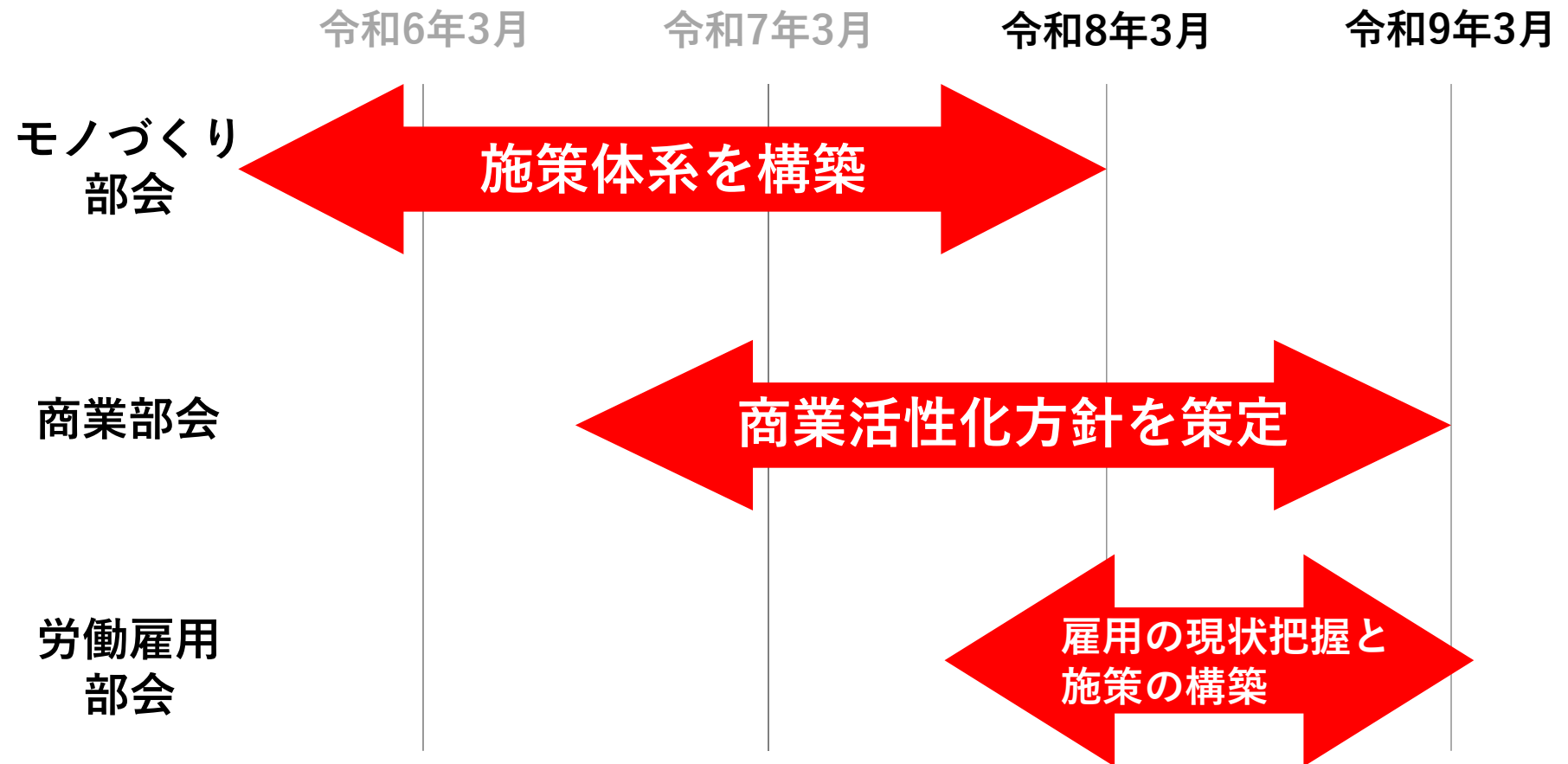
氏 名		団体名・役職名
1	木村 亘	株式会社日本政策金融公庫 東大阪支店長
2	茨木 延夫	東大阪市小売商業団体連合会 会長
3	加藤 司 (*)	大阪商業大学総合経営学部 教授
4	白山 登茂和 (○)	ふれんちん 店主
5	中澄 史雄	石切参道商店街振興組合 理事長
6	西田 祥一 (○)	酒のにしだ 店主
7	和合 健一 (○)	有限会社東阪社 代表取締役

(○):臨時委員

(*):部会長

各部会のテーマとスケジュール（案）

（～令和8年度）



東大阪市中小企業振興条例

緑豊かな生駒山のふもとに位置する本市のモノづくりの起源は古く、すでに弥生時代には、銅鐸や銅剣などの青銅器鋳物が盛んに造られていました。その歴史と経験に培われた情熱と技術は、大和川の付替えや新田開発などを経て、河内木綿産業や今に続く伸線産業などの地場産業を発展させ、およそ2,000年後の現代に受け継がれました。やがて本市には、多くの製造業が集積することとなり、それが商業、農業、建設業、運輸業その他の産業の活性化にも大きな影響を与えてきました。そして、本市は、我が国の経済の発展をも支える多種多様な小規模企業者が集積する、活力ある「中小企業のまち」・「モノづくりのまち」として、全国的にも確固たる地位を築きあげてきました。

このように、小規模企業者を中心とする本市の中小企業は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、熟練の技術を引き継ぎ、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です。

本市が「夢と活力あふれる元気都市」として発展し続けるためには、中小企業者、大企業者、市民、関係団体そして市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して、本市の中小企業の振興に総合的に取り組むことが必要不可欠です。

ここに、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、本市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、小規模企業者を中心とした本市における中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、経済団体、金融機関、大学等、特定非営利活動法人その他の中小企業の振興に関係する団体をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、大都市圏に立地する産業集積の拠点という本市の地域特性を生かした施策により推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、国、大阪府その他の公共団体（以下「国等」という。）との連携を図りながら、推進されなければならない。

（中小企業者の努力）

第4条 中小企業者は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成、従業員の福利厚生の充実等を図るとともに、第9条に定める施策（以下「施策」という。）を積極的に活用し、その推進に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会の一員として、豊かで住みよいまちの実現に配慮するとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第5条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会の一員として、中小企業者との共存共栄のもとに、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（関係団体の理解及び協力）

第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（市の責務）

第8条 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、必要な調査を行い、施策を実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関し、国等との連携並びに中小企業者、大企業者、市民及び

関係団体の協働の推進に努めるものとする。

- 4 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

（中小企業の振興に関する施策）

第9条 第1条に定める目的を達成するために、本市が総合的に推進すべき中小企業の振興に関する施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の産業集積を活性化し、ネットワークを強化するための施策
- (2) 中小企業者の操業環境を確保し、市民の住環境との調和を推進するための施策
- (3) 中小企業者の販路を拡大するための施策
- (4) 中小企業者の経営資源を強化するための施策
- (5) 中小企業者の人材を育成し、事業承継を円滑化するための施策
- (6) 中小企業者の資金調達を円滑化するための施策
- (7) 中小企業者の創造的な事業活動を促進するための施策
- (8) 中小企業者のグローバル化を支援するための施策
- (9) 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- (10) 中小企業者の魅力等の情報を発信するための施策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

（振興会議）

第10条 本市に、東大阪市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

- 2 振興会議は、この条例の改廃に関する事項、施策の実施等に関する事項その他の中小企業の振興に係る重要事項を審議する。
- 3 振興会議は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（実施状況の公表等）

第11条 市長は、毎年度、施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○東大阪市中小企業振興会議規則

平成25年3月31日東大阪市規則第61号

改正

平成27年3月27日規則第26号

令和2年3月18日規則第7号

令和3年10月21日規則第76号

東大阪市中小企業振興会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市中小企業振興条例（平成25年東大阪市条例第4号）第10条第4項の規定に基づき、東大阪市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）の組織、運営その他振興会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 振興会議は、委員25人以内で組織する。

2 振興会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市内の中小企業者

(2) 学識経験者

(3) 公募に応じた者

(4) 本市の職員

(5) その他市長が適当と認める者

(委員及び臨時委員の任期)

第3条 委員の任期は、前条第3項の規定により委嘱され、又は任命された日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、振興会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 振興会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第6条 会長は、特に緊急を要するため振興会議を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては

認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより振興会議の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ、開く」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第3項中「出席した」とあるのは「意見を提出した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 振興会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 振興会議は、部会の議決をもって振興会議の議決とすることができる。
- 7 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「振興会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 振興会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 振興会議の庶務は、都市魅力産業スポーツ部において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3項の規定による委嘱又は任命後最初の振興会議の招集及び会長が選出されるまでの間における振興会議の運営は、市長が行う。

附 則 (平成27年3月27日規則第26号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱され、又は任命される委員の任期について適用し、同日前に委嘱され、又は任命された委員の任期については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月18日規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月21日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。